

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年1月12日 開会

令和6年1月12日 閉会

令和6年1月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 近藤千鶴	3番 赤池勝
4番 齊藤学	5番 佐野守	6番 佐野均
7番 佐野強	8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆
10番 村松義正	11番 富永政則	12番 宮島孝子
13番 遠藤光浩	14番 旭一昭	15番 荻真教
16番 後藤文隆	17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄
19番 杉山弘子		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩川金彦	3番 渡井清孝	4番 渡邊勝彦
5番 竹川篤志	6番 村松愼一	7番 土井一彦
8番 加藤文男	9番 藤浪庸一	10番 有賀文彦
11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義	13番 牧澤邦彦

欠席委員

1番 土井治

事務局職員

(併) 事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

皆様、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

先の能登半島の地震について、ここで皆さんに黙祷を捧げたいと思いますが、よろしくお祈りし

ます。

御起立をお願いします。

[黙とう]

ありがとうございました。では、着席してください。

大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これにより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請について、取消願の処理状況」を、事務局に報告させます。

事務局。

事務局

本日配付しました、令和5年12月11日から令和6年1月11日までの農地法の規定による申請（許可）について、取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。

令和5年12月20日農地法第3条許可申請、受理番号第4号で受理しておりましたが、都合により、令和6年1月10日に取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、12番 宮島孝子委員、13番 遠藤光浩委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、「会議録署名人」に、12番 宮島孝子委員、13番 遠藤光浩委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第1号から議第7号です。

初めに、報第1号から報第5号までを一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和5年11月21日から令和5年12月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから5ページを御覧ください。

朗読します。

報第1号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約により通知が16件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

朗読します。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の7及び8ページを御覧ください。

朗読します。

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9から11ページを御覧ください。

朗読します。

報第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするためその農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出書を受理しました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

朗読します。

報第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により、静岡県知事から農用地利用集積等促進計画による配分について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが1件ありました。

報告は以上とです。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第1号から報第5号まで報告済みとします。

「議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の13ページを御覧ください。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について。

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

第1項申請地は、大中里で青見公会堂の南西に位置する農地です。受け人は富士市宮島にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

受け人と渡し人は兄弟関係にあり、渡し人が病気となり耕作ができず、管理が困難になったことから、申請地近傍に農地を所有する受け人に贈与を行うため、申請に至ったものです。

受け人は、果樹や露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は1,816平方メートルで、稼働人員は4名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は、淀師で、富士宮西高等学校の南西に位置する農地です。受け人は神奈川県湯河原町にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受け人と渡し人は兄弟関係にあり、受け人はこれまで申請地隣地を所有し、耕作を続けており、本申請地も実際には受け人が耕作しておりました。

土地の所有関係を整理するため権利移転し、引き続き申請地で耕作管理する予定です。申請地では、里芋やトマトなどの露地野菜を栽培する計画で、受け人の許可後耕作面積は1,164平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は淀師で、青木の新規就農者が取得します。富丘交流センターの北西に位置する農地となります。受け人は青木にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受け人と渡し人は兄弟関係にあり、受け人は申請地の隣に家を建て居住しており、家に隣接する兄所有名義の申請地を、これまでも耕作していましたが、今回農地法の下限面積の撤廃が行われたことにより、所有権移転したく申請するに至ったものです。

受け人はナスやキュウリなど、露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は110平方メートルで、受け人の稼働人員は2名となります。

すいません、3項の所在地は青木となります。

続きまして、第4項ですが、取り下げられているため、第5項について説明いたします。

第5項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は杉田で、西原配水池の南に位置する農地です。受け人は杉田にお住いの新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受け人は申請地近傍に鉄鋼場を営んでおり、これまで山等で自然薯の栽培試験を行っておりました。渡し人が相続で所有権を取得したものの農地を管理できないことから、受け人が買い受け、自然薯栽培を行いたく申請に至ったものです。受け人は自然薯を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は、1,259平方メートルで、受け人の稼働人員は2名となります。

続きまして、第6項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は外神で、市民体育館の西に位置する農地です。受け人は山宮にお住いの新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地の隣地は中古住宅となっており、受け人が本申請地とともに、隣地の住宅を売買により取得し、居住しながら耕作するため、申請するに至ったものです。受け人は、キュウリやトマトなどを栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は、811平方メートルで、稼働人員は2名となります。

続きまして、第7項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は北山で、アマダ富士宮事業所の西に位置する農地です。受け人は北山にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受け人は、申請地の隣地に居住しており、渡し人である元夫が所有していましたが、受け人がこれまでも耕作しており、渡し人が死亡したことにより、相続財産清算人が選定されました。引き続き耕作を行いたく申請地を売買で買い受けるため、申請に至ったものです。受け人はサツマイモやネギ等の露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は1,266平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の南東に位置する農地です。受け人は、栃木県芳賀郡益子町にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受け人は、栃木県に在住する農家で、南伊豆町にも農地を所有し、柑橘類などの栽培を行っております。南伊豆町に通作する際に通過する、沼津、富士、富士宮圏内に農地を求め、不動産屋を当たったところ、所有者が耕作できず、売りに出されていた申請地を見つけ、売買するに至ったものです。

受け人は、ミカンなどの果樹を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積ですが、議案に記載されている許可后面積は取り下げられました、第4項を含めているため、取り下げ後、本項と市外分を含め、許可后面積2万7,325平方メートルとなります。受け人の稼働人員は2名です。

続きまして、第9項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮小学校の北東に位置する農地です。受け人は、上井出にお住まいの新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。売買契約になります。

渡し人は、受け人の叔父夫妻に当たり、申請地隣地が、受け人の父世帯が耕作管理する農地となります。申請地を買い受けることで、父の農地の耕作管理の効率化と、全体での規模拡大を図るため申請に至ったものです。

受け人は、申請地にサツマイモを栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は、1,856.88平方メートルで、稼働人員は1名となります。

続きまして、第10項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は半野で、半野区区民館の南西に位置する農地です。受け人は宮原にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

渡し人と受け人は親戚関係にあり、渡し人は相続により申請地を取得しましたが、県外に居住しており、耕作管理ができないことから、申請地近傍に農地を持ち耕作を行っている受け人へ贈与するため、今回申請するに至ったものです。

受け人は、申請地にて水稻及びキャベツ等の露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は6,719.91平方メートルで、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第10項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項、5項、6項、8項及び9項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 荻真教委員

15番です。ただいま審議中の第3項について、現地調査の結果について報告します。

1月10日午後2時頃、譲受人の奥様、代理人行政書士、事務局、私の4名で申請地で会い、話を聞きました。

申請地は譲受人の隣地であり、前から借りて耕作をしていましたが、4月の農地法改正により、下限面積が撤廃されたことにより、このたび贈与にて取得することとなりました。譲受人と譲渡人は兄弟となります。現在も耕作されており、機械等も揃っており、経験も十分です。申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

はい。

6番 佐野均委員

6番。ただいま審議中、第5項の調査結果について報告します。

1月9日11時30分頃、譲受人、行政書士、事務局2名、竹川推進委員、私とで、現地に集合し説明を受けました。

畑は茶畑ですが、抜根をして整地し、自然薯を栽培するそうです。栽培経験もあり、問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

15番 荻真教委員

度々すいません、15番です。

ただいま審議中の第6項について、現地調査の結果を報告します。

1月10日午後2時30分頃、代理人、行政書士、事務局、私の3名で申請地で会い、話を聞きました。

譲受人は隣地の中古住宅を購入し、引っ越してくることとなっております。4月の農地法改正により、下限面積が撤廃されたことにより、隣地の農地を購入したいと思い、今回の申請となりました。

譲受人には農業経験はありませんが、この度同居することとなった祖母が、40年くらいの経験があり、その指導を受けながらやっていくとのことでした。申請地では、自家消費野菜を慣行農法で栽培していく予定です。機械の保有や労働力も確保されており、申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

3番。

3番 赤池勝委員。

ただいま審議中の第8項、9項について、続けて報告します。

1月9日9時30分より、申請人、藤浪推進委員、事務局2名、私にて、現地調査をいたしました。

まず9項ですが、叔父の土地を取得し、サツマイモ等を栽培する計画だそうです。既に他の野菜も栽培していました。

続けて第8項も、申請人、藤浪推進委員、事務局2名、私にて調査いたしました。

申請人は、栃木県在住で、地元でも水稻を栽培していますが、柑橘栽培計画をし、千葉県の上浦市、館山市、また南伊豆町でも栽培しているとのことでした。

第8項、第9項ともに、詳細は事務局説明のとおり、問題ありませんので、御審議の方よろしくお願ひします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について。

農地を農地以外のものしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

申請地の奥にある申請人の自宅へ行くための通行路を確保するため、当該申請地の北側住宅を転用目的とする、5条許可申請第2項とは別に、同時に転用申請しようとするものです。

現在申請人の自宅は、他人所有地と当該申請地である畑に囲まれており、市道までの接道が確保されておりません。このため、建築基準法上の接道を確保するための申請となります。当該申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。申請地の代替性については検討されており、

やむを得ず申請人所有の畑を転用申請するものです。

周囲に農地はないことから、周辺農地への営農条件への支障を及ぼす恐れはないと判断します。また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに整備着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の17ページを御覧ください。

朗読します。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりです。申請人が地上権設定し、営農型太陽光発電設備として利用するため、令和3年1月11日に、農地法第5条の一時転用許可を受けました。当初許可の終期が令和6年1月11日までとなるため、許可最終日の翌日となる令和6年1月12日から令和9年1月11日までの、一時転用申請があったものです。

申請地は、外神陽光園の北に位置する農振農用地区域内の農地でいわゆる青地に該当し、原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として、支柱を立てて営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置するため、支柱部分の一時転用となります。

下部の農地については、当初の営農計画と同様、三島市の法人がブルーベリーを栽培する計画と

なっております。下部の農地の営農状況ですが、営農型太陽光発電設備の一時転用許可に当たっては、営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告を毎年行うこととなります。令和5年2月の報告で、単収はゼロでの報告となっております。これにつきましては、当初植えた苗が枯れてしまったこと、その枯れた苗を別の株に植え替えたこと、十分な収穫までの生育に数年かかってしまうとの説明がありました。令和7年には十分な収穫を見込む計画として、営農計画の提出がありました。

従前の転用期間において、下部農地の営農に支障が生じた場合であっても、その理由が自然災害や病気など社会通念上やむを得ないものであった場合については、それらの事情を踏まえた上で再許可の判断をすることとなります。

申請及び現地調査時の営農についての説明から、再許可としてやむを得ないと今回は判断しますが、許可期間については、荒廃農地を再生利用する場合に当該申請は該当するため、一時転用の許可期間は10年以内となりますが、農地の営農の状況から、再許可の転用期間は令和9年1月11日までの3年間としました。撤去費用等の資金は確保されており、設備については既に設置済みのため、新たな工事は実施しません。

説明は以上です。

続きまして、第2項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。申請人は現在実家に居住しているところ、子供の成長に伴い手狭となり将来計画を検討したところ、実家から土地を借りられることとなったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地の元筆を分筆した上で、北側は農地として残る形状をしており、転用面積は適正な面積で申請されております。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北を畑、東を用水路、南は別件4条申請地の通行路、西側は使用貸人所有の宅地となっております。

農地に接しておりますが、農地との間には見切りを設置する計画となっております。また、排水については、浄化槽を通す等被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任で対応します。

資金についてですが、自己資金および借入で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 萩真教委員

ただいま審議中の1項について、現地調査の結果を報告いたします。1月10日午後3時頃、代理人行政書士、借受人、管理を任されている合同会社の代表、渡井推進委員、事務局、私の6名で申請地で会い、話を聞きました。

今回の申請は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う使用貸借による支柱部分のみの一時転用の継続を求めるものです。

発電設備の下でブルーベリーを栽培しております。現状は3年経ちましたが、木が枯れてしまったものもあるようで、まだほぼほぼ収穫できていません。気になり現地の前を通ると、草の管理もあまり行われてない感じがし、木があまり成長していないような感じもします。

このままでは申請を通すのは難しいと思い、いろいろと質問をさせていただきました。今後は自然農法ではなく、慣行農法で、発酵鶏糞肥料を主に使って、栽培をしていくそうです。平均単収の8割を目指し、3年後には約40万円程度の売り上げを上げたいとのことでした。今後、営農型発電設備のモデルケースになってもらいたいと思っております。

要経過観察ではありますが、事務局の説明のとおり、問題ないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

2番 近藤 千鶴委員

ちょっと教えていただきたいんですけど。一時転用の延長が令和9年までなんですけれども、それが済みますと、それを撤去するという、ちょっとその辺の仕組みが分からないので教えていただけますでしょうか。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。今回一時転用申請でございますので、また3年経ちましたら、再度更新の申請をいただく予定となりますけれども。

ただ今回一時転用申請でございますので、営農型太陽光につきましては、下部の農地がございますので、そちらの営農状況、こちら踏まえた上で次回の更新時に許可不許可の判断をさせていただくということになるかと思っております。

万が一成功していない状況で3年後を迎えた場合につきましては、不許可という判断になることもあり得るところで考えております。

2番 近藤 千鶴委員

先ほどの報告だと、その撤去するときの積立金は、今用意できてるような、そういう認識でよろしいのでしょうか。

事務局 押尾主任主査

こちらでも現時点で、資金の証明を求めています。かつ制度として、現在も供託制度というのがあるようでして、事業者でしかるべき機関に供託をして、あらかじめ撤去費用を供託していくということを準備しているということなんですけども。これが10年後以降ということから始まるということですので、現時点でまだ供託としてはしていないというところでございます。

2番 近藤 千鶴委員

ありがとうございます。

議長

ほかにご質疑ありますか。

ないようでしたら、農業委員による採決を行います。

議第3号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第4号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 望月次長兼振興係長

はい、事務局です。それでは、非農地証明申請の審議をよろしく申し上げます。

本日差し替えの資料をお願いします。

それでは、朗読させていただきます。

議第4号、非農地証明申請の審議について。

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は13ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、市立井之頭小学校の西に位置する農地です。昭和58年に消防団の詰所を、昭和63年に駐車場が必要となり建築し、現在に至っております。都市計画法上は、都市計画法施行規則第60条の規定による証明を受けており問題はありません。どちらも10年以上前から宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第2項および別冊航空写真につきましては14ページを御覧ください。

申請地は、大久保で大久保公民館の北東に位置する農地です。申請地は傾斜地で、周囲は雑木や竹林に囲まれており、進入路が狭く、農機具等の使用が困難な状況であるため耕作ができず、昭和50年頃より現在の山林状態になっております。10年以上前から山林化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないものとしまして判断いたしました。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

17番。

17番 佐野むつみ委員

17番です。ただいま審議中の第1項について報告します。

1月の5日午後2時頃より、伊藤照男農業委員、申請者代理人でもある事務局2名、私とで調査を行いました。現場は猪之頭の区民館の東側に位置するところでありまして、消防21団の詰所及び猪之頭駐在所の建物が建っています。

この2つの建物が移転する予定になっているため、今回の申請に至りました。許可後は区民館の駐車場又は災害時の避難場所として利用することを聞いております。内容については、事務局の説明とおおりです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

14番。

14番 旭一昭委員

14番です。ただいま審議中の第2項について現地調査を行いましたので御報告申し上げます。

昨日1月11日午前9時30分、申請者の妻と娘さん、それから申請者の代理人の立会いの下、鈴木推進委員、事務局2名と私の4名で現地調査を行いました。

申請地は芝川地区、大久保公民館の北東約200メートルに位置し、西山から柚野に通じる県道から20メートルほど東に入った傾斜地です。周囲は山林、雑木林で、進入路が狭く、農機具での農耕が困難であったため、約50年前から耕作できなくなり、現況は山林化しております。農地への復元は非常に難しい状況です。本非農地証明の申請どおり問題ないと考えます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を、議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の19ページをご覧ください。

朗読します。

議第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予に関する適格者証明願があったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真15ページから16ページを御覧ください。

申請地は淀師、淀平町に位置する農地です。申請人は議案書に記載のとおりです。父親である被相続人からの相続により権利を取得し発生する相続税について、納税猶予の適用を受けるために証明をするものです。

キュウリやトマト等の施設野菜を栽培しておりますが、今後も継続して耕作していきます。これまでの営農状況から、今後も継続的な耕作、管理が見込まれ、納税猶予適用の要件を満たしており問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 荻真教委員

本日最後の登場になります。ただいま審議中の第1項について、現地調査の結果を報告いたします。

1月10日午後1時半頃から、相続人御本人様、事務局、私の3名で申請地で話を聞きました。当該農地は被相続人であるお父様が相続人とともに耕作管理してきた農地であります。ビニールハウスの中では、トマトやキュウリが栽培されておりました。

相続人も引き続き農業経営を行うと認められますので、適格者と判断いたします。申請書のお

り問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第6号、農用地所有権移転あっせん申し出に関わる買い入れ協議について」を、議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の20ページを御覧ください。

朗読いたします。

議第6号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買い入れ協議について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出書の提出がありましたので、当該農用地について旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買い入れ協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

第1項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は根原、字宝山47番5、畑他2筆、計2万5,922平方メートルで、えいちの村の東に位置する農地です。申請地の所有者である、富士開拓農業協同組合より買い入れあっせんの申し出がございました。

本案件は、農地中間管理機構を介して、利用集積計画による所有権移転をするためのあっせん申し出に対し、買い入れの協議を行うことの通知を、市長に要請するものです。これが決定されますと、農業委員会から市農業政策課に対し買い入れ協議の要請を行います。

その後、市として買い手を探し、所有権移転の手続をしていくという流れとなります。買い入れ協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において、利用集積計画の中の所有権移転として議案が上程されますので、改めて御審議をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第7号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。

本議案のうち3項については、農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の概要説明の後、退席を求めます。

それでは事務局から議案の概要説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。では、まず議案の概要について御説明いたします。議案の21ページを御覧ください。

議第7号、富士宮市農用地利用集積計画の決定について。

令和5年12月21日付富農第999号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画について、別紙の通り決定するものとする。

別紙、農用地利用集積計画案について説明をいたします。ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画案の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。利用権の設定を受ける者の数3人、利用権を設定する者の数4人、利用権を設定する農用地の面積は計1万3,710.75平方メートルです。貸借について、第1項から第4項まで、全て中間管理事業となります。

以上で概要の説明を終わります。

議長

ここで、19番、杉山弘子委員の退席を求めます。

〔19番 杉山弘子委員退席〕

議長

それでは3項について、事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

それでは、農用地利用集積計画について3項、それから同一受け人となりますので、併せて第4項についても御説明いたします。

第3項及び第4項、別冊航空写真20ページを御覧ください。

申請地は山本で、高原一区公民館の南東に位置する農地となります。受け人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は3万1,564.75平方メートルとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第7号の内、3項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第7号の内、3項について、原案のとおり処理することに決定しました。

ここで、19番、杉山弘子委員の入場を求めます。

[19番 杉山弘子委員入場]

議長

引き続き、議第7号について事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。それでは第3項及び第4項を除きまして、第1項から順に説明をいたします。

第1項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

第1項申請地は上条で、日頂霊園の西に位置する農地となります。受け人は議案書のとおりで、使用賃借権設定です。期間は10年新規になります。移転後の経営面積は1万8,517平方メートルとなります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の北西に位置する農地となります。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は10年新規となります。移転後、経営面積は8,239平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第7号は、原案のとおり処理することに決定しました。農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により、処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。農地改良届出書の受理状況について説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況及び裏面の航空写真を御覧ください。

事業完了報告書の提出が1件ありました。それでは説明します。

第1項につきまして申請地は耕作用表土がなく、牧草地として利用できない状態であったため、客土を一律に敷くことを計画し、令和5年9月に届け出があったものです。工期は令和5年10月上旬から令和5年12月28日までを予定していたところ12月23日に工事が終了したとして、27日に完了報告がありました。なお、市盛土条例の該当となり、市管理課へも完了報告がなされております。また、当該申請地までの道路は富士宮市管理となりますが、工事中の土砂搬入車両通行により、道路がでこぼこするなど通行への支障がありましたが、これにつきましては申請者側で対応済みであります。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報告済みといたします。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は2月9日を予定しております。

以上をもちまして、令和6年1月、富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、2時から農地利用最適化推進会議を行います、それまで休息といたします。

午後1時50分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 2 番

会議録署名人

1 3 番